

議事次第三八号

三朝町職員の給与に關する案を次のように定める

昭和廿八年五月二十日提出

三朝町長 坂出 祥

昭和廿八年五月廿八日

議決

三朝町議会議長 天野 康



昭和二十五年三朝町条例第一

号

三朝町職員の給与に関する条例

第一條 (この条例の目的)

この条例は地方公務員法(昭和二十五年法律第百  
六十五号)第二十四條第六項の規定に基き職  
員の給与に関する事項を定めることを目的とする

第二條 (給料)

給料は正規の勤務時間に対する報酬であつて  
給料の特別調整、扶養手当、勤務地手当  
寒地手当、特殊勤務手当、超過勤務手  
当、夜勤手当、宿直手当、期末手当、勤勉  
手当及び休日給を除いたものとす  
る。着舎、食費、制服その他生活に必要な施

設等の全部又は一部が職員に支給される場合におききは別に條例で定めるところによりその相手額をその職員の給料から控除する

第三條 (給料表)

職員職員の職務は十五級に分類する

2. 前項に規定する分類の基準となるべき標準

的な職務内容は任命権者が定める

4. 3. 給料表は別表第一のとおりとする

任命権者はすべての職員の職を第一項に規定する級のいずれかに格付し前項の給料

表により職員に給料を支給しなければなら

ない

第四條 (昇給の基準)

職員を昇給(職員の職務の級をその上位の級に

変更することをいう以下同じ)させるには



- 一、現に受けてゐる給料月額と直近上位の給料月額との差額(以下「差額」といふ)が七百円未満である者にあつては六月以上
- 二、差額が七百円以上千五百円未満である者に
- 三、職員が現に受けてゐる給料の号給を受けるときから左に掲げる期間を良好な成績で勤務したときはその者の属する職務における給料の幅の中において直近上位の号給に昇給させることができる
- 四、前項の職務の級の定数とは前條第二項及び第三項の規定に基いて決定された職員の職務の級ごとの数をいふ
- 五、昇格させようとする職務の級の定数に欠員がありこれを補充しようとする場合であつて且つ昇給させようとする職務の級に適すると認められる場合に限るものとする

六三

にあつては九月以上

差額が千五百円以上の者にあつては十二月以上

職員が勤務成績が特に良好である場合におい

ては前項の規定にかかわらず同項に規定する期

間を短縮し若しくはその現に受けている号給よ

り二号給以上上位の号給を昇給させ又はそのい

ずれおもしろあわせて行うことができ

但し町長を任命権者としな

る職員の職員については任命権者は町長と協議しな

らな

五

職員の給料月額額がその属する職務の級におけ

る給料の幅の最高額である場合又は最高額

をこえている場合にはその者が同一の職務にある

間は昇給しない

但しこれらの給料月額を受けついでた期間が長期にわたるもの勤務成績が特に良好である者等についてはその職員の属する職務の級における給料の幅の最高額を充て附則別表に掲げる給料月額を用いて昇給させることができる  
前項に規定する昇給は予算の範囲内で行わなければならない

### 第五條 (給料の支給)

給料の計算期間(以下「給与期間」といふ)は月の一日から末日までとする

二 給料の支給日は毎月五日とする  
但しその日が日曜日又は休日になるときはその日前においてその日に最も近い日曜日又は休日でない日に支給する

三 前項のほか町長において特に必要と認めるときは繰上げ又は繰下げて支給することができる

## 第六條

新たに職員となつた者にはその日から給料を支給し昇給降給等ににより給料額に異動を生じた者にはその日から新たに定められた給料を支給する

二 職員が退職し又は死亡したときはその日まで給料を支給する

三 前二項の規定により給料を支給する場合であつて月の一日から末日まで支給する以外るときはその給料額はその月の現日数から勤務を要しない日の日数を差引いた日数を基礎として日割によつて計算する

(給料の調整額)

## 第七條

町長は第三條に規定する給料表の額が左の各号に規定する特殊の職に対して適当でないこと認めるときはその特殊性に基いてその給料表に掲げられている給料額につき適正な調整額表を定めることができる

但しその特殊性がその職務の級に属する同様の職務を行う職に含まれている場合においては、その職を給料表の級に格付するに際しその特殊性を考慮に入れることを妨げない。

この場合においては、その給料月額を本條の規定によつて調整することはできない。

一 その職務の内容が給料表のある級に相当する場合において同様の職務の内容を有する職に属する他の職員が通常勤務する場所と比してへき遠又は交通困難な場所において勤務する職員<sup>職員の職</sup>の職

二 同様の職務の内容を有する職に通常含まれていない労働の困難又は危険の度<sup>に比して著しい困難又は危険を含む職務にかかる職</sup>に比して著しい困難又は危険を含む職務にかかる職

2 前項の規定による給料の調整額は、その調整前における給料月額額の百分の二十五を



これではならない

(給料の特別調整額)

第八條

任命権者は管理又は監督の地位にある職員の仕事のうち町長が指定するものについてその特殊性に基き第三條に規定する給料表に掲げられている給料額につき適正な特別調整額表を定めることができる

但し町長を任命権者としない機関の職員については任命権者は予め町長と協議しなければならない

乙 前項の規定による給料の特別調整額の支給に關しては前條第二項の規定を準用する

(扶養食料)

第九條

扶養食料は扶養親族のあるすべての職員に対して支給する

乙 前項の扶養親族とは左に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けたい

る者をいう

六

配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の

事情にある者を含む）

十八才未満の子及び孫

六十才以上の父母及祖父母

十八才未満の弟・妹

不具慶疾者

五

扶養牛当の月額は前項第一号に掲げる扶養

親族については六百円とし同項第二号から第五号

までに掲げる扶養親族については一人につき四百円と

する

但し十八才未満の子のうち一人については六百円とする

四

扶養親族にして勤労所得、資産所得及び事業

業所得等の合計額が月額三万七千円以上で

ある場合は前項による扶養牛当は支給しない

新たな職員となつた者に扶養親族がある場

# 第十條

合又は職員に左の各号の一に該当する事実が生じた場合においてはその職員は直に任命権者に届出をしなければならぬ

一 新たに扶養親族としての要件を具備するに至つた者がある場合

二 扶養親族としての要件を欠くに至つた者がある場合

乙 扶養手当は新たに職員となつた者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となつた日から職員に前項第一号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実発生の日からその支給を開始し又はその支給額を改訂する。但しその届出がこれに係る事実発生の生じた日から十五日を経過した後においてなされたときはその届出を受理した日からその支給を開始し又は支給額を改訂する。

3 扶養手当は職員に第一項第二号に掲げる  
事実が生じた場合においてはその事実が生  
じた日の翌日以後は支給しない

### 第11条 (勤務地手当)

2 勤務地手当は生計費が著しく高い特定の  
地域に在勤する職員に対し支給する  
勤務地手当の月額額は給料の月額と扶養手  
当の月額との合計額に左の各号に定める支給  
地域の区分に応ずる支給割合を乗じた額とす  
る

3 前項の支給地域の区分は一般職の職員の給与  
に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の支  
給区分による

### 第12条 (寒冷地手当)

2 職員には寒冷地手当を支給する  
寒冷地手当はその支給期間を通じて職員  
の給料月額と扶養手当の月額ならびに勤務

3. 他手当との合計額の百分の十五に相当する額とする  
寒冷地手当の支給は八月十五日とする

（特殊勤務手当）  
第二十三條

特殊勤務手当の種別支給を受ける者の範囲  
手当の額及がその支給方法は別に條例で定め  
る

（給與の減額）  
第二十四條

職員が勤務しないときはその勤務しないことにつ  
き任命権者の承認があつた場合を除く外その  
勤務しない一時間につき第十八條に規定す  
る勤務一時間当りの給與額を減額した給與  
を支給する

（超過勤務手当）  
第二十五條

正規の勤務時間外に勤務することを命ぜら  
れた職員には正規の勤務時間外に勤務した  
全時間に対して勤務一時間につき第十八條に  
規定する勤務一時間当りの給與額の百分の

百三十五(その勤務が午後十時から翌日の午前  
五時までの間である場合は百分の百五十)を  
超過勤務手当として支給する

(休日給)

第二十六條 職員には正規の勤務日が休日にあつても正規

の給与を支給する

乙

休日において正規の勤務時間中に勤務すること  
を命ぜられた職員には正規の勤務時間中  
に勤務した全時間に対して勤務一時間につき第  
十八條に規定する勤務一時間当りの給与額の  
百分の百三十五を休日給として支給する  
但し正規の勤務時間外に勤務をしても休日給  
は支給されない

丙

前二項の休日とは国民の祝日に関する法律(昭和  
二十三年法律第百七十八号)に規定する日をいふ

(夜勤手当)

第二十七條 正規の勤務時間として午後十時から翌日午前

五時までの間に勤務する職員にはその週の勤務した全時間に対して勤務一時間につき第  
十八條に規定する勤務一時間当りの給与額  
の百分の百三十五を夜勤手当として支給する

第十條 (勤務一時間当りの給与額の算出)

勤務一時間当りの給与額は給料の月額とそれ  
に対する勤務地手当の月額との合計額に十二  
を乗じその額を一週間の勤務に五十二を乗じ  
たもので除した額とする

(宿日直手当)

第十九條 宿日勤務又は日直勤務を命ぜられた職員には  
その勤務一回につき三百六十円をこえない範囲内に  
おりの所長の定める額を宿日直手当として支給  
する

乙 前項の勤務は第十五條第十六條第二十條及  
十七條の勤務には含まれないものとする

第三十條 (期末手当)

期末手当は六月十五日及び十二月十五日(これらの日が日曜日であるときはそれの前の日)にそれの日に在職する職員に支給する

乙

期末手当の額はそれの支給日現在におき職員が受けるべき給料扶養手当及び勤務地手当の月額合計額に支給日以前六月以内の期間におけるその者の在職期間に占めて左の各号に掲げる割合を乗じて算出する

一 在職期間が六月の場合 百分の五十

二 在職期間が三月以上六月未満の場合 百分の三十

三 在職期間が三月未満の場合 百分の十五

前項に規定する在職期間はこの條例の適用を受けざる職員として在職した期間とみなす

第三十條 支給日以前六月以内の期間において特別職に属する職員がこの條例の適用を受けざる職員



となつた場合及び町村の廢置分令等により引續  
ぎ本町の職員となつた場合に於てその者に対して  
期未了手当を支給しようとするときはその者が  
その期間内に於てそれらの職員として在職した  
期間は前條の規定の適用についてはこの條例  
の適用を受けざる職員として在職した期間とみな  
す

### 第三十一條

次の各号の一に該当する職員又はこれらに準ず  
る者として在職した期間は前二條に規定する  
期間に算入しなむとする

- 一 休職又は停職にされてゐる者、但し職員の方  
限に關する手續及効果に關する條例(昭和  
三十八年五月初旬條例第一号)第四條第三項  
の規定の適用を受けざる者を除く
- 二 地方公務員法(昭和二十五年法律第百六十号)第

三項第三号の規定の適用をうける者  
但し非常勤職員にして一年以上にわたつて勤務日  
及勤務時間から常勤の職員とほぼ同様である  
と町長が認めたるものを除く

三職員団体の業務にもつぱら従事する職員に關  
する條例(昭和二十一年朝鮮條例第一号)に規  
定する休暇を與えらるる者

(勤勉手当)

第三十三條

勤勉手当は六月十五日及び十二月十五日(この日が

日曜日に出るときはそれよりその前日)にそれより  
その日に在職する職員に對し左の各号に掲げる  
区分に應ずる期間におけるその日の勤務成績  
に應じて支給する

- 一 六月十五日 同日以前六月以内の期間
- 二 十二月十五日 同日以前十二月以内の期間

二、勤勉

牛当の額は前項の職員がその支給日現在において受けるべき給料、退職金等、勤務地牛当の月額合計額に任命権者が町長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。

この場合において任命権者が支給する勤勉牛当の額の総額は、その者の所屬する前項の職員がそれら（その支給日現在に左の区分に応ずる割合において受くべき給料、退職金等）及び勤務地牛当の月額合計額に左の各号に掲げる支給日の区分に応ずる割合を乗じて得た額を之えてはならない。

- 一、六月十五日 百分の二十五
- 二、七月十五日 百分の五十

(賃金等で雇用する職員の給與)

第三十四條

賃金等で雇用する職員については任命権者はこの條例の規定にかかわらず、他の職員との權衡を考慮し、予算の範囲内で給與を支給する。

(この條例に關し必要な事項)  
第三十五條 この條例に定めるもの、外給與の支給に

關しては一般職の職員給與に關する法律  
(昭和十五年法律第九十五号)の例による  
但し特に必要な事項は町長が別にこれを  
定める

附則

1. この條例は昭和十九年一月一日より施行する

但し附則第七條の規定は舊職の由から施行する

2. 昭和十九年一月一日(以下「切替日」といふ)における職員

職務の級は切替日においてその者が属していた職務の

級と同一としその号俸はこの條例による改正前林條

例の適用に關する條例(昭和十五年三朝町條例第五号)中

職員の給與に關する條例の旧三朝村に適用した條例(以下

「旧條例」といふ)の適用により切替日の前日においてその者

が受けていた給料月額に對応するこの條例の附則別表

に掲げる新給料月額に対応するそれの給料表

に定めるは、結とす

月額がその者の属する職務の級における給料

3 前項の規定の適用により求められた職員の新給料の幅  
の中にない場合におてはその額をもつてその職員の給料月

額とする

4 附則第三項の規定の適用については、職員が属していた取  
務の級及か旧条例の適用により切替日の前日におて支  
けていた給料月額が旧条例によるものでなければならな

5 取<sup>い</sup>換の切替日における給料扶養手当及か勤務地手当の  
月額の合計額(以下「給与月額」といふ)がこの条例施行に  
より切替日の前日における給与月額に満たない場合に  
おてはその者の給与月額が切替日の前日における給与  
月額に達すること、なる日までその差額を手当として  
その者に支給する  
その差額の支給方法については第五條の規定による

6 昭和二十八年における勤勉手当については旧条例第二十一条第二項中「百分の五十一」とあるのは「百分の七十五」と読み替はれて同項の規定を適用する

7 昭和二十八年年度における旧三朝村における期末手当の支給の特例に関する条例(昭和二十八年条例第四十三号)本則第二項の規定は一般職に属する職員には適用しない

附表第一 一般俸給表

階級	俸給月額額										
	一號俸	二號俸	三號俸	四號俸	五號俸	六號俸	七號俸	八號俸	九號俸	十號俸	十一號俸
一級	四九〇〇	五〇〇〇	五一〇〇	五二〇〇	五三〇〇	五四〇〇	五五〇〇	五五〇〇	五六〇〇	五七〇〇	五八〇〇
二級	五一〇〇	五二〇〇	五三〇〇	五四〇〇	五五〇〇	五六〇〇	五七〇〇	五八〇〇	五九〇〇	六〇〇〇	六一〇〇
三級	五三〇〇	五四〇〇	五五〇〇	五六〇〇	五七〇〇	五八〇〇	五九〇〇	六〇〇〇	六一〇〇	六二〇〇	六三〇〇
四級	五五〇〇	五六〇〇	五七〇〇	五八〇〇	五九〇〇	六〇〇〇	六一〇〇	六二〇〇	六三〇〇	六四〇〇	六五〇〇
五級	五七〇〇	五八〇〇	五九〇〇	六〇〇〇	六一〇〇	六二〇〇	六三〇〇	六四〇〇	六五〇〇	六六〇〇	六七〇〇
六級	五九〇〇	六〇〇〇	六一〇〇	六二〇〇	六三〇〇	六四〇〇	六五〇〇	六六〇〇	六七〇〇	六八〇〇	六九〇〇
七級	六一〇〇	六二〇〇	六三〇〇	六四〇〇	六五〇〇	六六〇〇	六七〇〇	六八〇〇	六九〇〇	七〇〇〇	七一〇〇
八級	六三〇〇	六四〇〇	六五〇〇	六六〇〇	六七〇〇	六八〇〇	六九〇〇	七〇〇〇	七一〇〇	七二〇〇	七三〇〇
九級	六五〇〇	六六〇〇	六七〇〇	六八〇〇	六九〇〇	七〇〇〇	七一〇〇	七二〇〇	七三〇〇	七四〇〇	七五〇〇
十級	六七〇〇	六八〇〇	六九〇〇	七〇〇〇	七一〇〇	七二〇〇	七三〇〇	七四〇〇	七五〇〇	七六〇〇	七七〇〇
十一級	六九〇〇	七〇〇〇	七一〇〇	七二〇〇	七三〇〇	七四〇〇	七五〇〇	七六〇〇	七七〇〇	七八〇〇	七九〇〇
十二級	七一〇〇	七二〇〇	七三〇〇	七四〇〇	七五〇〇	七六〇〇	七七〇〇	七八〇〇	七九〇〇	八〇〇〇	八一〇〇
十三級	七三〇〇	七四〇〇	七五〇〇	七六〇〇	七七〇〇	七八〇〇	七九〇〇	八〇〇〇	八一〇〇	八二〇〇	八三〇〇
十四級	七五〇〇	七六〇〇	七七〇〇	七八〇〇	七九〇〇	八〇〇〇	八一〇〇	八二〇〇	八三〇〇	八四〇〇	八五〇〇
十五級	七七〇〇	七八〇〇	七九〇〇	八〇〇〇	八一〇〇	八二〇〇	八三〇〇	八四〇〇	八五〇〇	八六〇〇	八七〇〇

附則別表 俸給の新旧対照表

号俸	加算日の前日以下 ける俸給月額 円	新俸給月額 円	号俸	加算日の前日以下 ける俸給月額 円	新俸給月額 円	号俸	加算日の前日 以下ける俸給月額 円	新俸給月額 円
一	四四〇	四九〇	一八	六六五	七五〇	三五	一一二	一四一
二	四五〇	五〇〇	一九	六九〇	七八〇	三六	一一四	一四六
三	四六〇	五一〇	二〇	七一五	八一〇	三七	一一九	一五一
四	四七〇	五二〇	二一	七四〇	八四〇	三八	一二四	一五六
五	四八〇	五三〇	二二	七六五	八七〇	三九	一二六	一六三
六	四九〇	五四〇	二三	七九〇	九〇〇	四〇	一三〇	一七〇
七	五〇〇	五五〇	二四	八一五	九三〇	四一	一三三	一七七
八	五一〇	五六〇	二五	八四〇	九六〇	四二	一三八	一八四
九	五二〇	五七〇	二六	八六五	九八〇	四三	一四〇	一九一
一〇	五三〇	五八〇	二七	八九五	一〇〇〇	四四	一四二	一九八
一一	五四〇	五九〇	二八	九二五	一〇二〇	四五	一四八	二〇五
一二	五五〇	六〇〇	二九	九五五	一〇四〇	四六	一五〇	二一二
一三	五七〇	六二〇	三〇	九八五	一〇六〇	四七	一五三	二一〇
一四	五八五	六四〇	三一	一〇二五	一〇八〇	四八	一五八	二一八
一五	六〇〇	六六〇	三二	一〇六五	一一〇〇	四九	一六〇	二二六
一六	六二〇	六九〇	三三	一一一〇	一一二〇	五〇	一六六	二三四
一七	六四〇	七二〇	三四	一一五五	一一四〇	五一	一七〇	二四二



六二	六一	六〇	五九	五八	五七	五六	五五	五四	五三	五二
三四五〇	三三三〇	三一九〇	三〇六〇	二九五〇	二八四〇	二七三〇	二六二〇	二五一〇	二四〇〇	二三三〇
三八一〇	三六七〇	三五三〇	三三九〇	三二八〇	三一七〇	三〇六〇	二九五〇	二八四〇	二七三〇	二六二〇
七三	七十二	七一	七〇	六九	六八	六七	六六	六五	六四	六三
五一二〇	四九五〇	四七八〇	四六三〇	四四八〇	四三三〇	四一八〇	四〇三〇	三八八〇	三七三〇	三五九〇
五五五〇	五三九〇	五二三〇	五〇七〇	四九一〇	四七五〇	四五九〇	四四三〇	四二七〇	四一一〇	三九六〇
	八二	八一	八〇	七九	七八	七七	七六	七五	七四	
	六九〇	六六八	六四七	六二六	六〇五	五八四	五六七	五四八	五三九	
七三〇	六九〇	六八一	六八一	六六三	六四五	六二七	六一九	六一〇	五七三	五七三